

**市川市障害者計画
第2次実施計画（素案）
平成23～25年度**

**市川市
障害者支援課**

※本素案の段階では、各重点事業における計画目標値については、未確定のため掲載しておりません。

—目次—

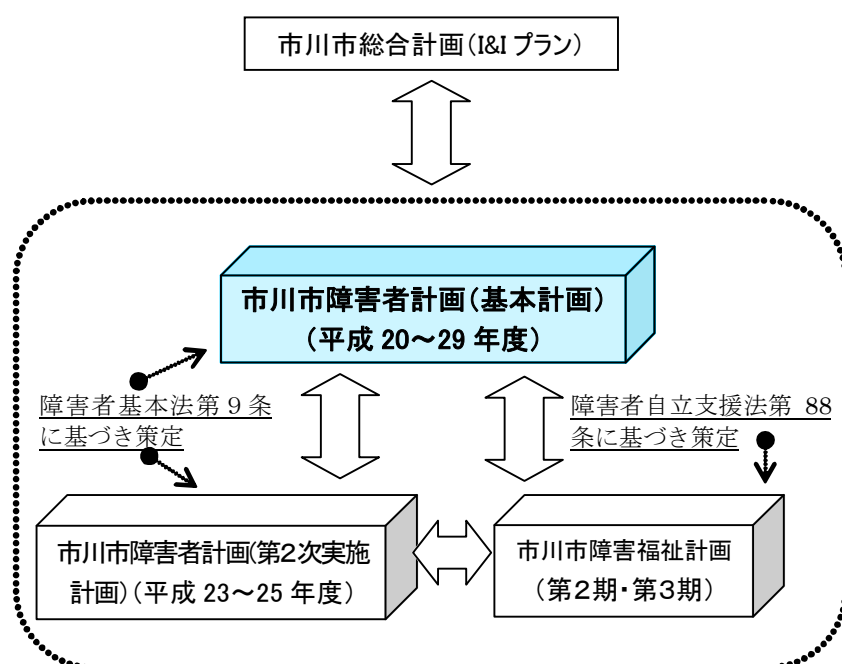
| | |
|---------------------------------------|-----------|
| 第1章 実施計画の基本的な考え方 | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2. 計画期間..... | 1 |
| 3. 事業の性格..... | 2 |
| 4. 計画指標と事業体系..... | 2 |
| 第2章 計画事業 | 6 |
| 第1節 子育て・教育の充実（伸びやかに育てる） | 8 |
| 1. 子育て支援..... | 8 |
| 2. 学校教育..... | 11 |
| 第2節 社会参加・就労の促進（地域で活動する） | 13 |
| 1. 生涯学習..... | 13 |
| 2. スポーツ・レクリエーション..... | 15 |
| 3. 就労支援・雇用促進..... | 16 |
| 第3節 生活支援の充実（地域で自立する） | 19 |
| 1. 福祉サービス..... | 19 |
| 2. コミュニケーション・移動サービス..... | 22 |
| 3. 相談・情報提供..... | 24 |
| 4. 権利擁護..... | 26 |
| 第4節 保健・医療の充実（健やかに生きる） | 28 |
| 1. 健康づくり・予防..... | 28 |
| 2. 医療・リハビリテーション..... | 30 |
| 第5節 安全なまちづくりの推進（安心して暮らす） | 32 |
| 1. 福祉のまちづくり..... | 32 |
| 2. 快適な居住環境..... | 34 |
| 3. 防犯・災害対策..... | 36 |
| 第6節 地域の理解・支援の促進（地域で支え合う） | 38 |
| 1. 理解促進..... | 38 |
| 2. 交流の機会・場づくり..... | 41 |
| 3. 人材育成..... | 43 |
| 4. ネットワーク形成..... | 44 |

第 1 章 実施計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

市川市障害者計画は、障害者基本法第 9 条第 3 項に基づき策定を義務づけられた法定計画であり、障害者のための施策に関する基本的な計画となります。

本計画は、平成 20～29 年度の 10 年間の計画期間とする基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定める実施計画です。



2. 計画期間

本計画の期間は、平成 23～25 年度の 3 年間とします。

ただし、「生活支援分野」における実施計画として、現行の施設・事業が新体系への移行を完了する平成 23 年度に向けて策定した第 2 期障害福祉計画との連動を考慮し、同計画の見直しにあたっては、適宜内容を確認しつつ整合を図るものとします。

| H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 市川市障害者計画(基本計画) | | | | | | | | | |
| 市川市障害者計画(実施計画) | | | | | | | | | |

3. 事業の性格

本計画には、基本計画の施策体系に基づき、前実施計画のもとで実施されてきた事業を見直すとともに、新規に必要な事業を位置づけており、重点事業の点検・評価にあたっては、障害者施策推進協議会としての市川市社会福祉審議会などと連携した体制を確立することとします。

4. 計画指標と事業体系

本計画では、第1次実施計画の成果と反省を踏まえ、計画指標の設定と事業の構成について、次のような工夫を行います。

- 重点事業については、障害者に関する取り組みの進捗評価が可能となるよう、指標の設定を考慮します。また、施策の目標に対する指標の意義づけを明確にします。
- 事業の実施に対する評価（アウトプット評価）とともに、成果に対する評価（アウトカム評価）については、施策の目標に対する評価方法を考慮します。
- 計画期間内で、市として特に重点的に取り組む事業を「重点事業」として位置づけ、市の考える方向性を分かりやすくします。

<節ごとの重点事業一覧>

第1節 子育て・教育の充実 ～伸びやかに育てる～

| 分野 | 事業名 | 達成目標 | 現況 | 計画（数値目標） | | |
|---------|---------------|----------------------|--------------|----------|----|----|
| | | | 平成22年度 | 23 | 24 | 25 |
| 1.子育て支援 | ①保育クラブ施設整備事業 | 障害児を受け入れている小学校内に整備 | 54か所 | | | |
| | ②保育クラブ職員研修の実施 | 職員研修のうち障害児にかかわる内容の件数 | 1件 | | | |
| 2.学校教育 | ①特別支援教育体制整備事業 | 巡回要請に対する実施率 | 100% (見込) | | | |

第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

| 分野 | 事業名 | 達成目標 | 現況 | 計画（数値目標） | | |
|-------------|-----------------------|--------------------------|----------------------------|----------|----|----|
| | | | 平成22年度 | 23 | 24 | 25 |
| 1.生涯学習 | ①図書館の障害者資料製作・収集事業 | それぞれの障害に配慮した資料数の向上 | 110タイトル (見込) | | | |
| 3.就労支援・雇用促進 | ①市役所からの業務発注の促進 | 市役所からの業務発注件数 | 4件 | | | |
| | ②雇用促進奨励金及び職場実習奨励金交付事業 | 奨励金交付者数 実習事業所数 就職者 | 32人 55社 3人 (21年度) | | | |
| | ③法定雇用率達成指導事業 | 法定雇用率達成企業率 | 40% (21年度) | | | |

第3節 生活支援の充実 ～地域で自立する～

| 分野 | 事業名 | 達成目標 | 現況 | 計画（数値目標） | | |
|--------------------|----------------------|--------|---------------|----------|----|----|
| | | | 平成22年度 | 23 | 24 | 25 |
| 1.福祉サービス | ①重症心身障害者受け入れ事業 | 受け入れ人数 | 1人 | | | |
| 2.コミュニケーション・移動サービス | ①障害者ガイドヘルパー養成事業 | 受講人数 | 56人 (21年度) | | | |
| 3.相談・情報提供 | ①精神障害に関する講座・講演会等開催事業 | 開催回数 | 4回 (21年度) | | | |

第4節 保健・医療の充実 ～健やかに生きる～

| 分野 | 事業名 | 達成目標 | 現況 | 計画（数値目標） | | |
|----------------|-------------------------|--------|-----------------|----------|----|----|
| | | | 平成22年度 | 23 | 24 | 25 |
| 2.医療・リハビリテーション | ①身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業 | 対象者の拡大 | 34人 (22年10月) | | | |
| | ②重症心身障害者受け入れ事業（再掲） | （再掲） | 1人 | | | |

第5節 安全なまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

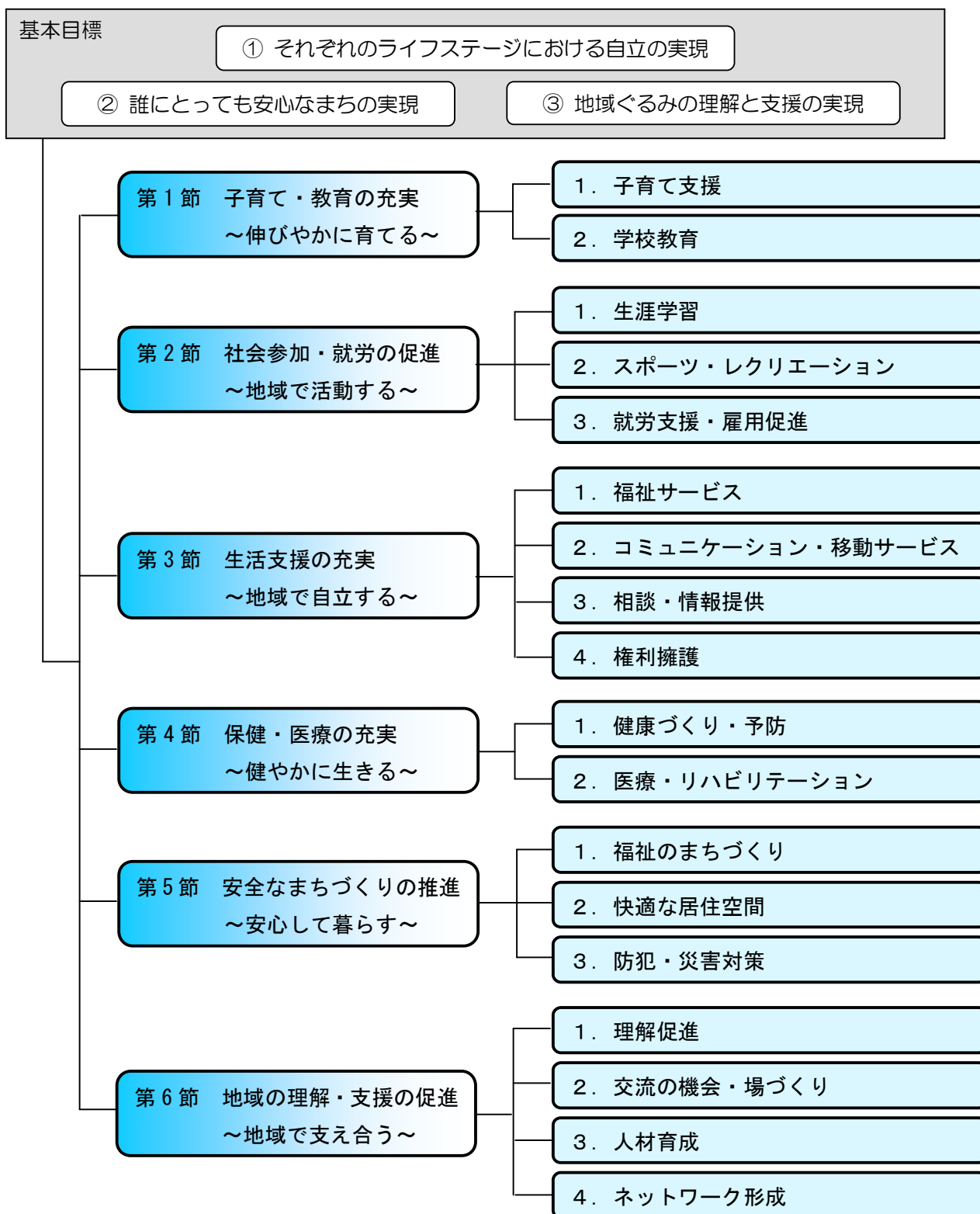
| 分野 | 事業名 | 達成目標 | 現況 | 計画（数値目標） | | |
|------------|------------------|--------------------------------|--------------------|----------|----|----|
| | | | 平成22年度 | 23 | 24 | 25 |
| 1.福祉のまちづくり | ①（仮）人にやさしい道づくり事業 | 歩道整備延長 2,200m（特定経路 610m） | 700m(310m) (見込) | | | |
| 3.防犯・災害対策 | ①災害時要援護者避難支援対策事業 | 登録者名簿の取り 交わしを全自治会 と行う | 104自治会 | | | |

第6節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

| 分野 | 事業名 | 達成目標 | 現況 | 計画（数値目標） | | |
|------------|----------------------|--------------|--------------|----------|----|----|
| | | | 平成 22 年度 | 23 | 24 | 25 |
| 1.理解促進 | ①「障害者週間」行事の充実 | 多様なイベントを実施する | 5種類 | | | |
| | ②市新規採用職員に対する研修 | 実施コマ数 | — | | | |
| | ③市職員に対する研修・啓発 | 実施回数 | 2回 | | | |
| | ④精神障害に関する講座・講演会等開催事業 | (再掲) | 4回 (21年度) | | | |
| | ⑤講演会・研修会の開催 | (再掲) | 3回 (見込) | | | |
| 4.ネットワーク形成 | ①障害者団体連絡会運営支援事業 | 開催回数 | 4回 (見込) | | | |

第2章 計画事業

<基本計画における施策の体系図>



<分野別実施計画の見方（凡例）>

<施策の基本方針>

施策の基本方針：基本計画において、基本目標の実現に向けた6つの施策推進の方向に沿って、分野別に施策を進めるための基本となる方針を定めたものです。

子育て・教育の充実
(伸びやかに育てる)

施策推進の方向

1. 子育て支援

- (1) 周産期・母子保健の充実
- (2) 療育・生活支援体制の充実
- (3) 親への支援の充実

分野別の施策名及び各施策

アウトカム指標：施策の方針に対して、各事業を実施した上でどのような成果が得られたかを、指標を設けて評価します。

(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|------|------|----|
| | | |

(重点事業の概要)

重点事業：今次の計画で、特に市として重点的に取り組む事業を「重点事業」として、達成目標(アウトプット指標)を定めます。

| | | | | |
|----------|-----------|------|----------|------|
| 事業名(担当課) | ①〇〇〇〇〇〇事業 | | 〇〇部〇〇〇〇課 | |
| 事業概要 | | | | |
| 達成目標 | 現況 | | 計画(数値目標) | |
| | 平成22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| | | | | |

(その他の事業の概要)

その他の事業：重点事業以外の、施策を推進するための事業を「その他の事業」としてまとめています。

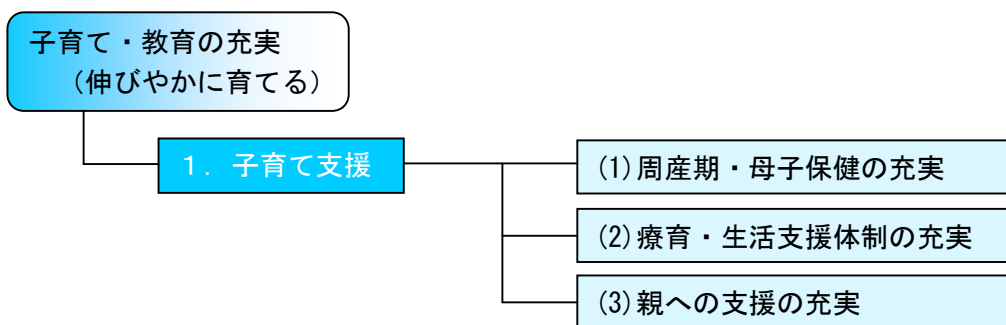
| 事業名 | 担当課 | 事業概要 |
|-----------|--------|------|
| ①〇〇〇〇〇〇事業 | 〇〇部〇〇課 | |

第1節 子育て・教育の充実（伸びやかに育てる）

1. 子育て支援

＜施策の基本方針＞

本人が障害を理解し、自立を目指しながら育つよう、障害をできるだけ早く発見し、親・家族が障害を正しく理解して、適切な療育を進められる環境を整えるため、保健・医療・福祉・教育の連携を強化します。



（アウトカム指標）

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|------------|------|---------|
| 子育てに係る支援体制 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

（重点事業の概要）

| | | | | |
|----------|-------------------------------|--------------|-------|-------|
| 事業名（担当課） | ①保育クラブ施設整備事業 | 生涯学習部 青少年育成課 | | |
| 事業概要 | 障害児が地域で健やかに活動するため、保育施設を整備します。 | | | |
| 達成目標 | 障害児を受け入れている小学校内に整備 | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | |
| | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| | 54 か所 | | | |

| | | | | |
|----------|--|--------------|-------|-------|
| 事業名（担当課） | ②保育クラブ職員研修の実施 | 生涯学習部 青少年育成課 | | |
| 事業概要 | 保育クラブにおける保育内容の充実を図ることを目的に、職員の研修を実施します。 | | | |
| 達成目標 | 職員研修のうち障害にかかわる内容の件数 | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | |
| | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| | 1 件 | | | |

(その他の事業の概要)

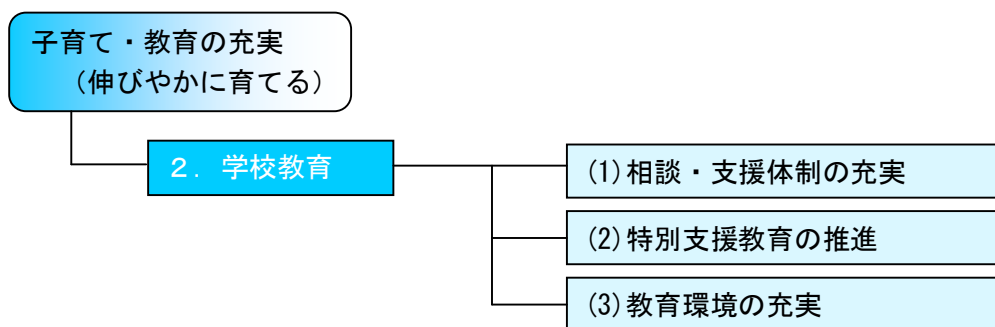
| 事業名 | 担当課 | 事業概要 |
|-----------------|----------------------------------|---|
| ①講演会・研修会の実施 | 福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター) | 理解が進んでいないとされる障害や、普及啓発が望まれる制度や支援方法等に関して、講演会や研修会を企画・広報してこれを実施します。 |
| ②こども発達支援会議の開催 | こども部 発達支援課 | 保健、医療、教育などの分野において、心身の発達に不安や心配のある子どもに対する施策を実施する中で、関係機関の相互の連携強化を目的に、各分野の担当が一堂に会し、それぞれの役割を明確にすることにより発達支援の推進を図ります。 |
| ③母子健康診査事業 | 保健スポーツ部 保健センター 健康支援課 | 身体発育、精神発達、基本的習慣等について健診を行い、健康状態の確認、疾病の早期発見に努め、妊婦及び乳幼児の健康保持増進を図ります。(妊婦健康診査、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査) また、1歳6か月児及び3歳児健康診査の事後フォローのひとつとして、集団における遊びを通して幼児の発達経過を観察し、子育て支援を行います。 |
| ④母子保健相談事業 | 保健スポーツ部 保健センター 健康支援課 | 育児不安の軽減を図ることを目的に、専門職が相談を行い、乳幼児の健やかな発育・発達が促されるよう支援していきます。 |
| ⑤母子訪問指導事業 | 保健スポーツ部 保健センター 健康支援課 | 妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の増進を図るため、妊娠届出書・出生連絡票をもとに新生児及び1～2か月児のいる家庭を全戸訪問するとともに、健康相談、健康教育、健康診査などにおいて保健指導が必要と判断される家庭に訪問し、相談・指導を行います。 |
| ⑥こども発達センター運営事業 | こども部 発達支援課 | 発達の遅れや障害のあるこどもと保護者の相談窓口である「こども発達相談室」、行動・情緒・知的な課題を持つお子さんの通園施設である「あおぞらキッズ」、運動発達の遅れに課題のあるお子さんの通園施設である「おひさまキッズ」において、こどもの発達支援や保護者に対する育児支援を行います。 |
| ⑦幼稚園における職員研修の実施 | 学校教育部 指導課 | 地域や園の実態に即した課題を明らかにして研修の目標を設定し、研修体制の確立と組織的・継続的な研修計画のもとで教職員の資質向上を図ります。 |
| ⑧保育園における職員研修の実施 | こども部 保育課 | 保育内容の充実と、職員の資質向上を図るため研修と実習を行います。 |

| | | |
|--------------------|-----------------|---|
| ⑨ 保育園における保育士加配の実施 | こども部 保育課 | 障害児の入園にあたり、お子さんの障害の程度と入園するクラスの状況に応じて保育士を配置します。 |
| ⑩ 障害等がある児童の保育 | こども部 保育課 | 病気や発達診断を受けている児童や発達がゆっくりな児童が、集団保育の中で健常児と共に育ちあっていく保育を進めていきます。 |
| ⑪ 障害のある幼児の教育の実施 | 学校教育部 指導課 | 障害児が地域でいきいきと生きるため、一人一人の育ちに応じた指導のあり方を考え、個別の指導計画を立てて見通しを持った指導を行います。 |
| ⑫ 統合教育相談事業 | 教育総務部 就学支援課 | 特別支援教育の充実をはかるため、専門の相談員による個々の園児に対応した教諭への適切な指導や保護者からの相談業務を行います。 |
| ⑬ 私立幼稚園幼児教育振興費補助事業 | 教育総務部 就学支援課 | 私立幼稚園の設置者に対し、障害児指導費にかかる補助を行います。 |
| ⑭ 心身障害児福祉手当支給事業 | 福祉部 障害者支援課 | 20歳未満の障害児で身体障害者手帳1級～4級の方、療育手帳④～Bの1の方、精神障害者保健福祉手帳1級～2級の方に対し、経済的負担を軽減するための手当を支給します。 |
| ⑮ 保育クラブ設備整備事業 | 生涯学習部 青少年育成課 | 障害児が地域で健やかに活動するため、保育クラブにおける設備を整備します。 |

2. 学校教育

<施策の基本方針>

多様性と専門性を両立できる総合的で柔軟な受入れ体制による特別支援教育を充実するとともに、障害理解教育の積極的な推進により、障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共に生きる社会を目指す教育を進めます。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|---------|------|---------|
| 学校教育の充実 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

(重点事業一覧)

| | | | | |
|-----------|--|-----------|-------|-------|
| 事業名 (担当課) | ①特別支援教育体制整備事業 | 学校教育部 指導課 | | |
| 事業概要 | 巡回指導職員が、各小・中学校を巡回し、発達障害などの配慮を要する児童生徒への指導支援のあり方や校内委員会の運営等について、教職員への支援を行います。 | | | |
| 達成目標 | 巡回要請に対する実施率 | | | |
| | 現況 | 計画 (数値目標) | | |
| | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| | 100% (見込) | | | |

(その他の事業の概要)

| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|---------|-----------------|---|
| ①教育相談事業 | 学校教育部 教育センター | 市内在住の幼児 (3才以上)、児童・生徒とその保護者を対象に、専門的な知識を持つ教育相談員などがカウンセリングや心理療法等を行うことにより、悩みの解消を図り、健全育成を図ります。 |

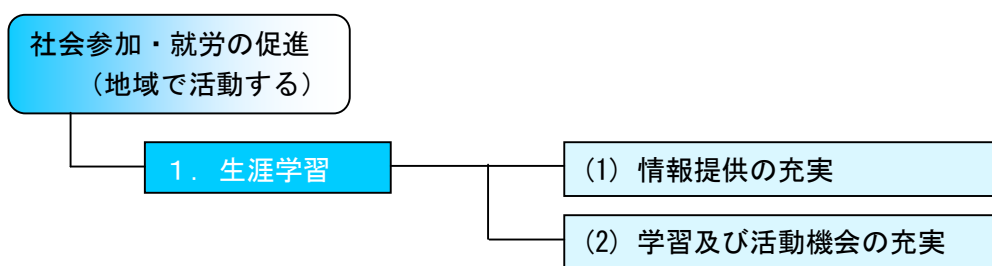
| | | |
|-------------------------------|-----------------|--|
| ②こども発達支援会議の開催（再掲） | こども部 発達支援課 | 保健、医療、教育などの分野において、心身の発達に不安や心配のあるこどもに対する施策を実施する中で、関係機関の相互の連携強化を目的に、各分野の担当が一堂に会し、それぞれの役割を明確にすることにより発達支援の推進を図ります。 |
| ③教職員の研究・研修事業 | 学校教育部 教育センター | 教育センター「生徒指導・教科領域指導研究・研修事業」の中の「一人ひとりのこどもを理解し、支援する研修会」において、特別な教育的支援が必要なこどもに対応するための教職員研修を実施します。 |
| ④特別支援学級等担当者、特別支援教育コーディネーター研修会 | 学校教育部 指導課 | 特別支援学級等担当者会議における研修会及び特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、特別支援教育の充実を図ります。 |
| ⑤市川スマイルプランの作成 | 学校教育部 指導課 | 障害のある児童生徒に市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。 |

第2節 社会参加・就労の促進（地域で活動する）

1. 生涯学習

＜施策の基本方針＞

多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害者が主体的に学習できる環境の整備充実を図ります。



（アウトカム指標）

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|---------|------|---------|
| 生涯学習の充実 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

（重点事業一覧）

| | | | | |
|----------|---|------------|------|------|
| 事業名（担当課） | ①図書館の障害者資料製作・収集事業 | 生涯学習部中央図書館 | | |
| 事業概要 | 施設ボランティアとの連携・協力体制を更に深め、点字図書や音訳図書並びに布の絵本・おもちゃなど、障害者資料の充実を図るとともに、市販の障害者資料の収集も検討します。 | | | |
| 達成目標 | それぞれの障害に配慮した資料数の向上 | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | |
| | 平成22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| | 110タイトル(見込) | | | |

（その他の事業の概要）

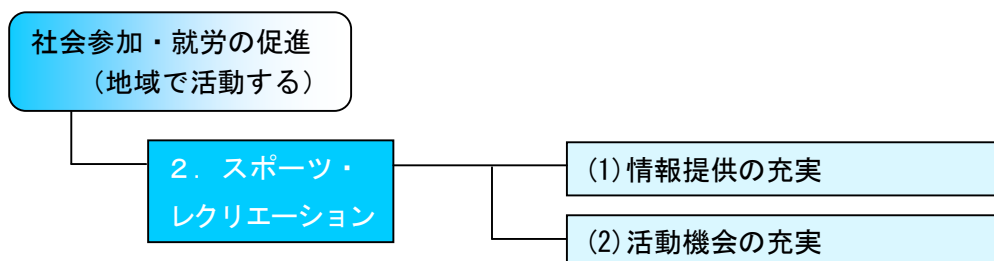
| 事業名 | （担当課） | 事業概要 |
|----------------------|---------------|--|
| ①オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業 | 福祉部 障害者支援課 | 地域におけるオストメイトの社会参加を一層促進するため、既存の公共施設等に設置されている身体障害者用トイレにオストメイト対応トイレ設備の整備を行います。 ○設置予定施設 国府台スポーツセンター、塩浜体育館 |

| | | |
|----------------------|------------------|--|
| ② 公民館講座への 支援者派遣事業 | 生涯学習部 公民館センター | ボランティアセンターとの連携のもと、手話通訳や介助人の派遣を得たうえで、障害者及び高齢者等のサポート、ケアに関する講座を企画実施します。 |
|----------------------|------------------|--|

2. スポーツ・レクリエーション

<施策の基本方針>

障害の有無や種類に関わらず、気軽に交流する機会を充実し、心身の健康維持・向上を促進します。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|------------------|------|---------|
| スポーツ・レクリエーションの充実 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

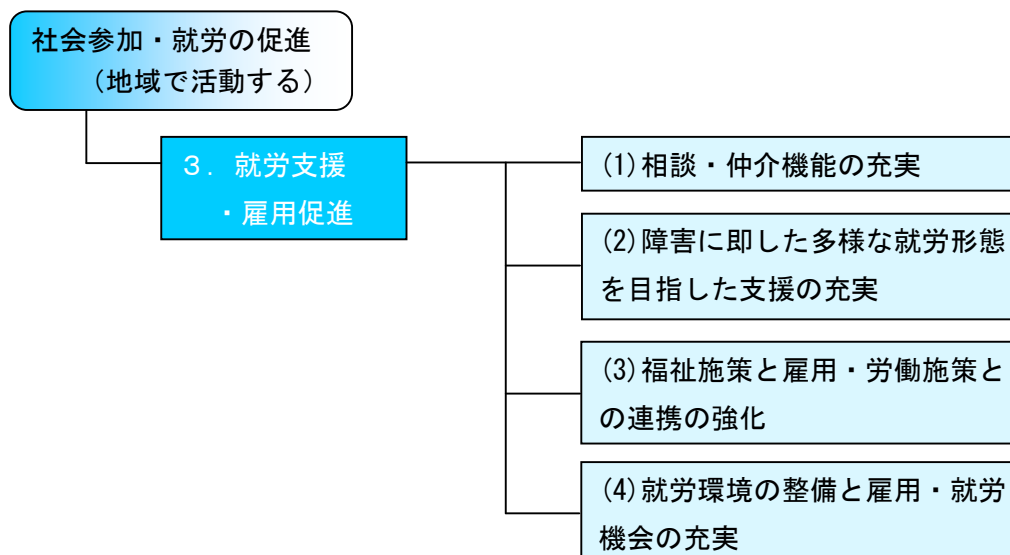
(その他の事業の概要)

| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|------------------|------------------|--|
| ① 障害者軽スポーツ教室開催事業 | 保健スポーツ部 スポーツ課 | スポーツに接する機会が少なくなりがちな障害者が、身体を動かす喜びを感じ、運動習慣を身につけることができるよう、スポーツ教室を開催します。 |
| ② もちつき大会 | 福祉部 障害者施設課 | 通所事業所等に通う障害者を対象に、毎年12月に地域の団体と協働してもちつき大会を開催し、地域住民との交流を図ります。 |
| ③ トリムバレーボール大会 | 福祉部 障害者施設課 | 精神障害者の通所事業所等を中心に実行委員会を組織して、通常のボールより大きくて、軽いトリムボールを使ったバレーボール大会を年2回、開催します。楽しみながら健康の維持、増進を図るとともに、参加者間の交流も深めます。 |
| ④ 障害者いこいの家 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者がレクリエーションを通して、仲間づくり、健康づくりをサポートし、健康保持や体力の増進を図るために使用することができます。 |

3. 就労支援・雇用促進

＜施策の基本方針＞

社会生活への訓練を含む福祉的就労から自立のための一般就労まで、本人の意思に添った就労ができるよう、企業の理解を促進しながら、多様な選択肢のある環境づくりに努めます。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|------------|------|---------|
| 就労・雇用支援の充実 | 市民評価 | 市民評価の向上 |
| 就労者数 | 統計調査 | 就労者数の増加 |

(重点事業の概要)

| | | | | |
|----------|---|------------|------|------|
| 事業名(担当課) | ①市役所からの業務発注の促進 | 福祉部 障害者支援課 | | |
| 事業概要 | 福祉的就労の場において、受注業務の拡充をはかるため、市役所内の業務を障害者施設等に発注します。 | | | |
| 達成目標 | 発注件数の向上 | | | |
| | 現況 | 計画(数値目標) | | |
| | 平成22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| | 4件 | | | |

| | | | | |
|----------|---|--------------------------|-------|-------|
| 事業名（担当課） | ②雇用促進奨励金及び職場実習奨励金交付事業 | 市民経済部 商工振興課 (雇用推進担当室) | | |
| 事業概要 | <p>○雇用促進奨励金 市内に居住する障害者、重度障害者を雇用する事業所に対し、奨励金を交付することにより、障害者に係る雇用機会の拡大を図ります。</p> <p>○職場実習奨励金 市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障害者の雇用機会の拡大を図ります。</p> | | | |
| 達成目標 | ○雇用促進奨励金の対象となる障害者数 | | | |
| | ○職場実習事業所数及び就職者数 | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | |
| | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| | 32 人 | | | |
| | 55 社 | | | |
| | 3 人 | | | |
| | (21 年度) | | | |

| | | | | |
|----------|--|--------------------------|-------|-------|
| 事業名（担当課） | ③法定雇用率達成指導事業 | 市民経済部 商工振興課 (雇用推進担当室) | | |
| 事業概要 | <p>○障害者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と市川市との共催により、事業所と障害者の方の集団面接による「障害者雇用促進合同面接会」を、毎年 10 月に勤労福祉センターで開催します。</p> <p>○事業所への障害者雇用の啓発並びに法定雇用率の向上を図るため、市川市の障害者雇用の現状、施策の紹介等リーフレットを送付します。</p> | | | |
| 達成目標 | 法定雇用率達成率を全国平均と同程度に | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | |
| | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| | 40% (21 年度) | | | |

(その他の事業の概要)

| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|--------------------|----------------------------------|---|
| ①障害者就労支援センター運営事業 | 福祉部 障害者支援課 | 就労中もしくは就職を希望する障害者を対象に、就労に関する支援を継続的に行うとともに、家族や関係機関、事業主に対して相談や調整などの支援を行います。 |
| ②福祉の店運営支援事業 | 福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター) | 障害者の社会参加と工賃確保を目的に、障害者施設等の障害者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。 |
| ③いちかわ観光物産案内所での販売支援 | 福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター) | 障害者施設が製作する物品を、毎月定期的に販売することが可能な場所として「いちかわ観光物産案内所」を確保し、民間事業所の自主的な運営が定着するように支援します。 |

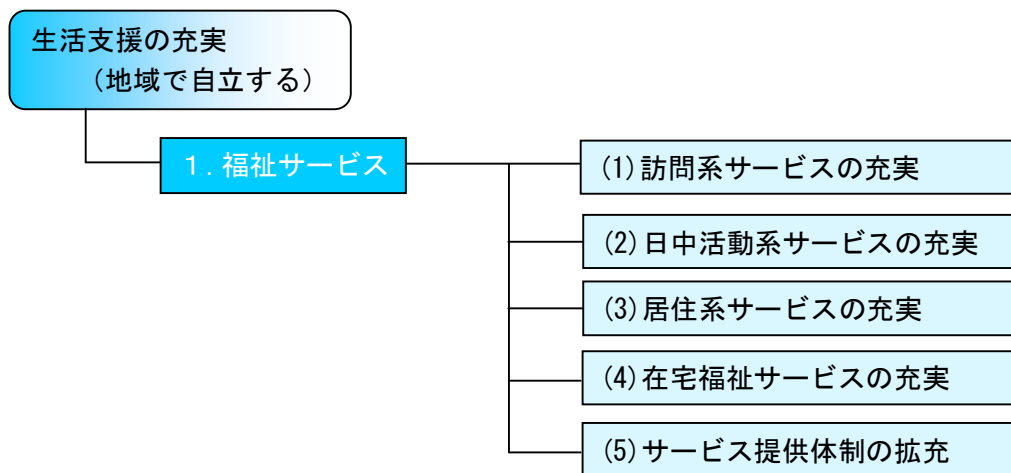
| | | |
|------------------|---------------|--|
| ④就労支援に関する研修会の開催 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者就労に積極的な企業や、先進的な取り組みをしている地域の機関、学識経験者などを講師として、障害者の就労への動機づけを高めたり、支援者の技能向上をはかります。 |
| ⑤障害者施設等見学会の実施 | 福祉部 障害者支援課 | ハローワークを通じて企業に呼びかけて、市内の障害者施設や特別支援学校等を見学し、企業と障害者・支援者との交流を深め、雇用促進のきっかけをつくります。 |
| ⑥市役所における障害者雇用の促進 | 総務部 人事課 | 障害者の雇用を促進するため、市役所職員としての採用を推進し、雇用機会の向上に努めます。 |

第3節 生活支援の充実（地域で自立する）

1. 福祉サービス

＜施策の基本方針＞

今後見込まれる需要量を充足するため、サービスを提供する事業者及び人材の確保に努めるとともに、ともに暮らす家族への支援など、地域でのライフスタイルに合わせた支援の総合的な実施を図ります。



（アウトカム指標）

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|-------------|------|---------|
| 福祉サービスの充実 | 市民評価 | 市民評価の向上 |
| 福祉サービスの利用割合 | 統計調査 | 利用割合の増加 |

（重点事業の概要）

| | | | | |
|----------|---|------------|----------|------|
| 事業名（担当課） | ①重症心身障害者受け入れ事業 | 福祉部 障害者施設課 | | |
| 事業概要 | 松香園において、たんの吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な重症心身障害者を専用室にて受け入れます。 | | | |
| 達成目標 | 医療的ケアが必要な重症心身障害者5名の受け入れ。 | | | |
| | 現況 | | 計画（数値目標） | |
| | 平成22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| | 1人 | | | |

(その他の事業の概要)

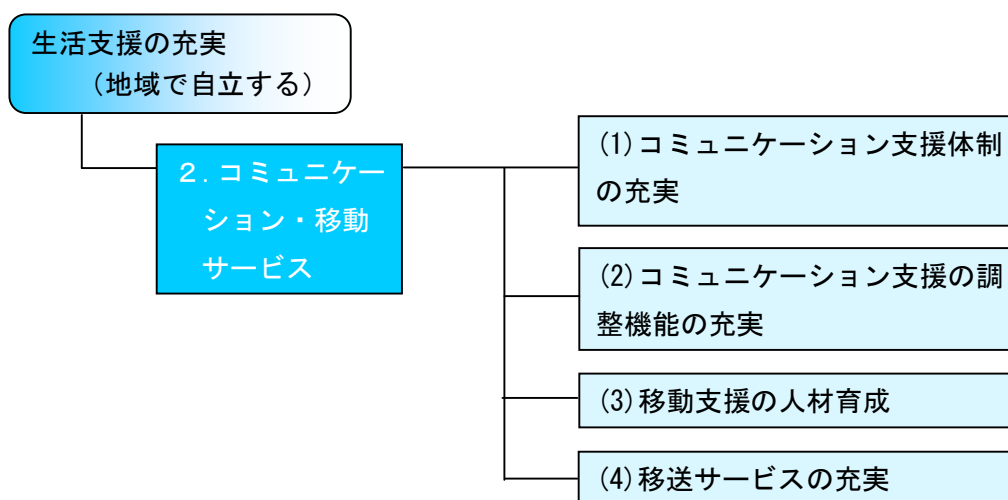
| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|------------------------------|---------------|---|
| ① 地域コミュニティゾーン整備事業 (障害者施設) | 福祉部 障害者施設課 | 石垣場・東浜地区地域コミュニティゾーン整備計画に基づき、知的障害者・身体障害者・精神障害者を対象とする通所サービスを提供する障害者施設を建設します。 |
| ② 指定障害福祉サービス事業所家賃等補助事業 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者自立支援法の施行により、小規模作業所等から新事業体系へ移行した施設に対して、家賃等の助成を実施します。 |
| ③ 指定障害福祉サービス事業所運営費補助金交付事業 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者自立支援法の施行により、小規模作業所等から自立支援給付事業所に移行する法人に対し、激変緩和と新体系事業への移行を促進する観点から、一定の経過措置期間の間、これまでの収入と移行後の事業収入とを比較して収入が少ない場合、減収分を補填します。 |
| ④ 心身障害者小規模福祉作業所等補助金交付事業 | 福祉部 障害者施設課 | 民間団体が設置する心身障害者小規模福祉作業所及び精神障害者共同作業所の運営健全化を図り、障害者の地域による援護の充実を期するため財政的支援を行います。 |
| ⑤ 通所サービス利用促進事業 | 福祉部 障害者支援課 | 新体系の年中活動サービス事業所等における送迎サービスを促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用にかかる利用者負担を軽減します。 |
| ⑥ 障害者施設利用者通所費用助成事業 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者施設等に通所している障害者の経済的負担の軽減を図るため、通所に要する経費に対して交通費を助成します。 |
| ⑦ 障害者施設建設補助事業 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者の地域生活への移行を目的に、社会福祉法人による既存の老朽化した施設の改修に合わせ、新たに定員の小規模化を図り、圏域ごとに分散整備を行う障害者施設に対して、建設にかかる経費の補助を行います。 |
| ⑧ グループホーム等運営費補助事業 | 福祉部 障害者支援課 | 定員 6 名以下の小規模ホーム事業所に対し、入居者の障害程度区分に応じて運営費の補助を行います。 |
| ⑨ 生活ホーム等運営費補助事業 | 福祉部 障害者支援課 | 生活ホームやふれあいホームの運営を行う事業所に対し、運営費の補助を行います。 |
| ⑩ 障害福祉サービス等月額利用者負担上限額軽減助成事業 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを利用する際の利用者負担について、国が定めた軽減策以外に本市の単独施策として、低所得者を対象に障害福祉サービス等の利用者負担額を軽減します。 |
| ⑪ レスパイトサービス施設運営費補助金交付事業 | 福祉部 障害者支援課 | 障害児者を介助する親等を、一時的に介護から解放するためのレスパイトサービス事業を実施する事業者に対して、運営費の補助を行います。 |
| ⑫ 重度障害者福祉手当支給事業 | 福祉部 障害者支援課 | 20 歳以上の障害者で、身体障害者手帳 1 級の方、療育手帳 ① の 1、① の 2 の方、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方に対し、経済的負担を軽減するための手当を支給します。 |

| | | |
|---------------------|------------------------------------|---|
| ⑬心身障害者一時介護料助成事業 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者の方が一時的に有料で介護を受けた場合、その費用の全部または一部を助成します。(限度額あり) |
| ⑭ねたきり身体障害者等介護手当支給事業 | 福祉部 障害者支援課 | 20歳以上の障害者で、身体障害者手帳1級で6か月以上ねたきりの状態にある65歳未満の方、療育手帳④の1、④の2の方を介護している人に介護手当を支給します。 |
| ⑮特定疾患見舞金支給事業 | 福祉部 障害者支援課 | 原因が不明で治療法が確立されていない特定疾患に罹患している方に対し、見舞金を支給します。 |
| ⑯食の自立支援事業 | 福祉部 障害者支援課 | 在宅の独り暮らしの障害者の居宅を訪問し、福祉施設等で調理した食事を提供するとともに、その安否を確認し、生活相談などに応じることを目的に実施します。 |
| ⑰障害者入浴券交付事業 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者に対する福祉の向上を図るため、障害者手帳を所持している方で、住居に入浴設備のない方に、障害者入浴券を交付します。 |
| ⑱高次脳機能障害者支援会議 | 福祉部 障害者支援課 | 千葉県が高次脳機能障害支援普及事業所として指定した千葉リハビリテーションセンターの職員(支援コーディネーター)を講師アドバイザーとして呼びし、高次脳機能障害者の地域生活を支援するため、困難事例の検討・研究を実施します。 |
| ⑲重症心身障害児者サポート会議 | 福祉部 障害者支援課 | 重症心身障害児者の地域生活を支援するため、調査、制度・福祉サービスの研究及び提案等を実施します。 |
| ⑳精神保健福祉サービス従事職員勉強会 | 福祉部 障害者支援課 (南八幡メンタルサポートセンター) | 精神障害者支援に関わる事業所職員の質の向上を図るため、毎月1回、講師による講演や事例検討を実施します。 |
| ㉑第3期障害福祉計画策定事業 | 福祉部 障害者支援課 | 障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込み量と、その確保のための方策等を定めた実施計画である第3期障害福祉計画を策定します。 |

2. コミュニケーション・移動サービス

<施策の基本方針>

コミュニケーションや移動は社会生活の基本であり、障害のない人にとっても障害者との意思疎通や交流・活動に不可欠なものとして認識し、さまざまな場面を想定しながら、それを支援できる体制づくりに努めます。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|-----------------------|------|---------|
| コミュニケーション・移動サービスの充実 | 市民評価 | 市民評価の向上 |
| コミュニケーション・移動サービスの利用割合 | 統計調査 | 利用割合の増加 |

(重点事業の概要)

| | | | | |
|-----------|------------------------------|------------|-------|-------|
| 事業名 (担当課) | ①障害者ガイドヘルパー養成事業 | 福祉部 障害者支援課 | | |
| 事業概要 | 障害者の移動を支援するためのガイドヘルパーを養成します。 | | | |
| 達成目標 | 毎年度 50 人以上に研修実施 | | | |
| | 現況 | 計画 (数値目標) | | |
| | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| | 56 人 (21 年度) | | | |

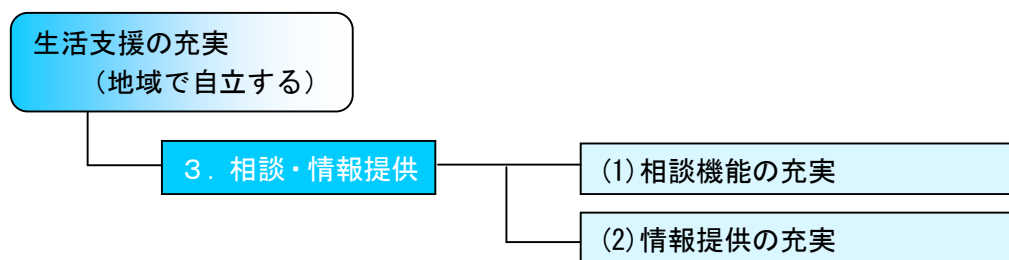
(その他の事業の概要)

| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|-------------------|---------------|--|
| ①手話奉仕員養成事業 | 福祉部 障害者支援課 | 手話奉仕員養成講座(入門・基礎課程)及び中途失聴者・難聴者向け手話講習会を開催します。また、資格取得を目的としない市民向けの「バリアフリー手話講習会」も開催します。 |
| ②要約筆記奉仕員養成事業 | 福祉部 障害者支援課 | 要約筆記奉仕員養成講座(基礎・応用課程)を開催します。 |
| ③福祉タクシー利用券交付事業 | 福祉部 障害者支援課 | 重度障害者が通院または会合等においてタクシーを利用する場合、利用者の経済的負担を軽減するためにタクシー料金の2分の1を助成します。(限度額あり) |
| ④重度身体障害者等移送費助成事業 | 福祉部 障害者支援課 | ストレッチャー(寝台)を使用しないと移動困難な重度の身体障害者等が、病院への入退院や通院、または施設への入退所にあたり寝台つきタクシーを利用した場合に、移送に要した費用のうち運賃の9割に相当する額を助成します。(限度額あり) |
| ⑤裁判員制度に係る障害者等助成事業 | 福祉部 障害者支援課 | 裁判員制度に係る市民負担軽減を目的として、障害者等の介護を行う親族等が、裁判員等として裁判所へ出頭し、又は職務を行う場合に、障害者等が障害福祉サービス等を利用したときに要した費用について助成します。 |

3. 相談・情報提供

<施策の基本方針>

ケアマネジメントに対応できる人材の育成を進めながら、身近で気軽に相談できる環境を整備します。また、本人の意思による選択・決定を促進するため、日常生活や福祉サービス等に関する情報（選択肢）をできる限り多く提供し、これを容易に入手できるような環境整備に努めます。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|------------|------|---------|
| 相談・情報提供の充実 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

(重点事業の概要)

| | | | |
|----------|--|---------------------------------|------|
| 事業名（担当課） | ①精神障害に関する講座・講演会等開催事業 | 福祉部 障害者支援課 (南八幡メンタルサポートセンター) | |
| 事業概要 | 当事者や家族への相談支援の一環として、障害への正しい理解を深めてもらえるよう、障害者福祉に関する講座及び講演会などを開催します。 | | |
| 達成目標 | 年1回以上、講座や講演会等を実施 | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | |
| | 平成22年度 4回（21年度） | 23年度 | 24年度 |

(その他の事業の概要)

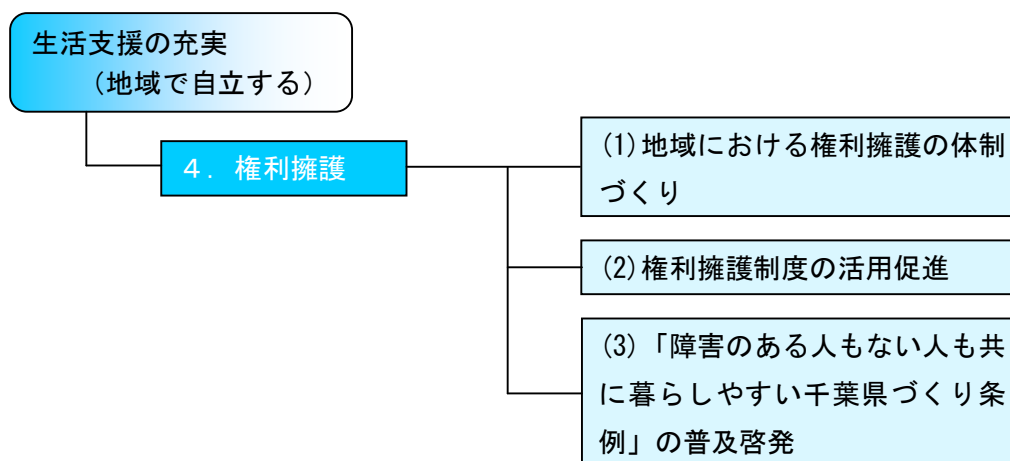
| 事業名 | （担当課） | 事業概要 |
|-----------------------|----------------------------------|--|
| ①声の広報・点字広報の配布等による情報提供 | 企画部 広報広聴担当 | 市の施策を始めとする各種事業などを、広報紙以外に視覚障害者向けに声の広報と点字広報でもお知らせするとともに、いちかわ便利帳も点字・声の便利帳として発行します。また、市のホームページでも文字を大きくする、音声で読み上げるなどの機能で情報を提供します。 |
| ②ピアカウンセリング事業 | 福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター) | 障害者がピア（仲間）として障害者の相談を受け、相談者のエンパワメントを引き出す等により、障害者の自立した生活を支援します。 |

| | | |
|--------------------|----------------------------------|---|
| ③ 障害福祉ハンドブック等発行业 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者及び関係団体に対し、障害福祉に関する制度やサービス等の情報を提供するために、「障害福祉ハンドブック」や「こころの保健福祉ハンドブック」などの冊子を作成してこれを配布します。 また、ハンドブックに音声認識コードを添付し、視覚障害者への情報保障をはかります。 |
| ④ 視覚障害者等情報支援緊急整備事業 | 福祉部 障害者支援課 | 視覚障害者に対する情報バリアフリーを一層推進するため、市や公立病院等の公的機関の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器や、ソフトウェア等の整備を行います。 |
| ⑤ 講演会・研修会の開催 | 福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター) | 理解が進んでいないとされる障害や、普及啓発が望まれる制度や支援方法等に関して、講演会や研修会を企画・広報してこれを実施します。 |

4. 権利擁護

<施策の基本方針>

障害者が安心して地域の中で自立を目指せるよう、市民の理解を促すとともに、セーフティネットとしての権利擁護の仕組みを整え、虐待などの問題に早急に対応できる体制の充実に努めます。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|---------|------|---------|
| 権利擁護の促進 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

(その他の事業の概要)

| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|---------------------------|------------------------------|--|
| ①人権啓発事業 | 総務部 男女共同参画課 (人権擁護推進担当) | 人権問題に対する認識を広め、人権尊重意識の普及、高揚を図るための事業の一環として、障害者の人権問題を取りあげるよう努めます。 |
| ②社会福祉事業 (福祉サービス利用援助事業) | 福祉部 地域福祉支援課 | 日常生活での理解力、判断力に不安があり、在宅での生活に支障が生じている高齢者、障害者に対して、福祉サービスの利用援助や財産管理・保全サービスを提供するなど、福祉サービス利用援助事業を実施する市川市社会福祉協議会に対して運営の補助を行います。 |

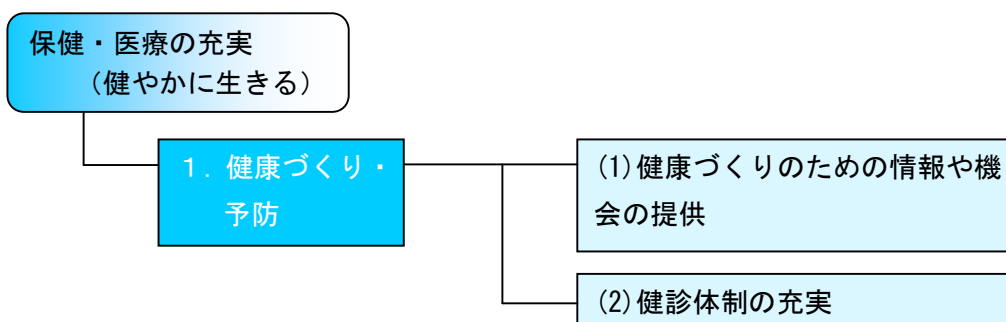
| | | |
|-------------------------------------|---------------|--|
| ③「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発 | 福祉部 障害者支援課 | 県条例に関する普及啓発のためのパンフレットを配布するとともに、関連する事業の情報提供を行います。 |
|-------------------------------------|---------------|--|

第4節 保健・医療の充実（健やかに生きる）

1. 健康づくり・予防

＜施策の基本方針＞

人生を通じて最も基本的なニーズである健康を維持するため、誰でも気軽に、障害の特性にも配慮された方法で日常的に必要な情報やアドバイスが得られるような環境整備に努めます。



（アウトカム指標）

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|-------------|------|---------|
| 健康づくり・予防の促進 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

（その他の事業の概要）

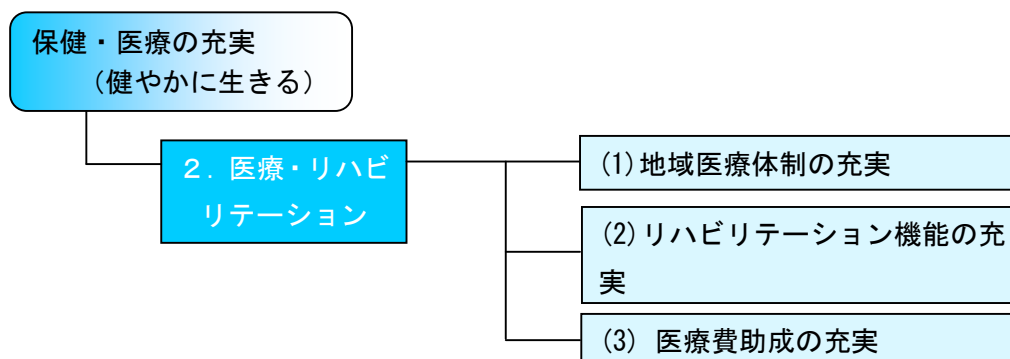
| 事業名 | （担当課） | 事業概要 |
|---------|---------------------------------------|---|
| ①健康相談事業 | 保健スポーツ部 保健センター 健康支援課 | 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。 |
| ②健康教育事業 | 保健スポーツ部 保健センター 健康支援課 | 生活習慣病の予防、健康増進に関する正しい知識を普及し「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進を図るための事業を実施します。 |
| ③健康診査事業 | 保健スポーツ部 保健センター 疾病予防課 国民健康保険課 | がん、脳卒中、心臓病などの早期発見・早期治療を図るとともに、単に医療を要する人の発見だけでなく、必要な人に対して栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識を普及することで健康についての認識と自覚の高揚を図ります。 |

| | | |
|------------------------|----------------------------|--|
| ④訪問指導事業 | 保健スポーツ部 保健センター 健康支援課 | 心身の状況やその置かれている生活環境等から療養上の保健指導が必要であるとみとめられるものに対し、保健師等が訪問し、本人及び家族に対し必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下防止と、健康の保持増進を図ります。 |
| ⑤急病医療情報案内（あんしんホットダイヤル） | 保健スポーツ部 保健センター 疾病予防課 | 市川市民を対象に、急な病気やケガなどの際に、問合せに応じて医療機関の案内を行うほか、医師・保健師・臨床心理士等の専門職による健康・医療・メンタルヘルスなどの各種相談を年中無休で提供します。また、言語・聴覚障害等の方に対しても FAX 通信により対応します。 |
| ⑥自殺予防対策事業 | 保健スポーツ部 保健センター 健康支援課 | 市川市の特性をふまえ、自殺に関する正しい知識の普及と相談支援の充実を中心とした対策をすすめ、関係機関と連携し自殺者の減少をはかります。 |

2. 医療・リハビリテーション

<施策の基本方針>

障害者が現在の心身機能を維持するためには医療・リハビリテーションが不可欠なことから、できるだけ身近で、そのサービスを利用することができるよう、医療関係者の障害への理解促進や専門家の育成・確保、福祉機能との連携を進めます。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|-----------------|------|---------|
| 医療・リハビリテーションの充実 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

(重点事業の概要)

| | | | | |
|-----------|--|-------------------------------|-------|-------|
| 事業名 (担当課) | ①身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業 | 福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター) | | |
| 事業概要 | 肢体不自由のある方の身体機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、拠点への通所や施設への巡回、戸別訪問などにより訓練・指導を行います。 | | | |
| 達成目標 | 対象者の受け入れを拡大します。 | | | |
| | 現況 | 計画 (数値目標) | | |
| | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| | 34 人(22 年 10 月) | | | |

| | | | | |
|-----------|---|------------|-------|-------|
| 事業名 (担当課) | ②重症心身障害者受け入れ事業 (再掲) | 福祉部 障害者施設課 | | |
| 事業概要 | 松香園において、たんの吸引、経管栄養等の医療的ケアが必要な重症心身障害者を専用室にて受け入れます。 | | | |
| 達成目標 | 医療的ケアが必要な重症心身障害者 5 名の受け入れ。 | | | |
| | 現況 | 計画 (数値目標) | | |
| | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| | 1 人 | | | |

(その他の事業の概要)

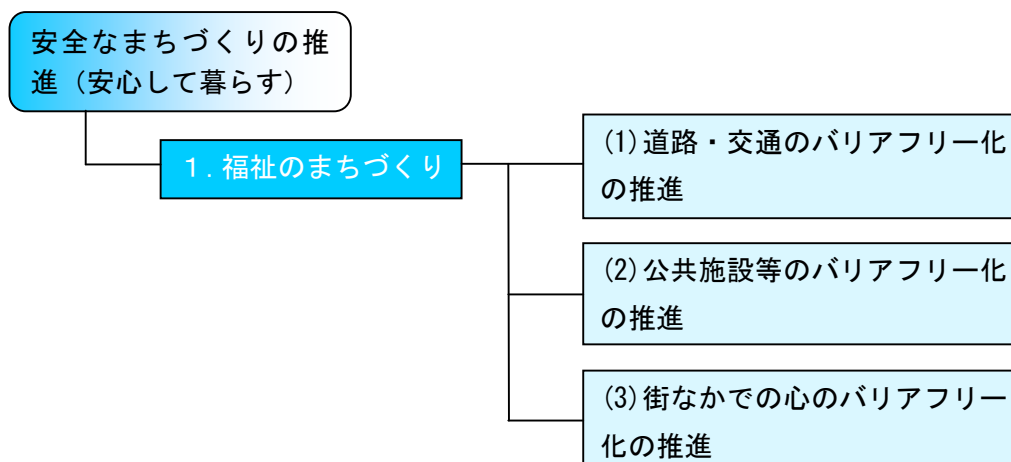
| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|--------------------------------|---------------|--|
| ①自立支援医療費 給付事業 | 福祉部 障害者支援課 | 18歳以上の身体障害者手帳所持者で、腎臓の血液透析、心臓手術、免疫療法等を実施している方の医療費について、公費により医療給付を行います。 |
| ②療養介護医療費 給付事業 | 福祉部 障害者支援課 | 進行性筋萎縮症者を専門の医療機関に委託して、必要な医療訓練や生活指導を行うために要する医療費について、公費により医療給付を行います。 |
| ③精神障害者入院 医療費助成事業 | 福祉部 障害者支援課 | 精神障害者保健福祉手帳を所持、または申請している方に対し、入院治療にかかる医療費の一部を助成します。 |
| ④重度心身障害者 医療費助成事業 | 福祉部 障害者支援課 | 身体障害者手帳1、2級、療育手帳④、Aの1を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担分を助成します。 |
| ⑤はり・きゅう・マ ッサージ施術利用 者への助成 | 福祉部 高齢者支援課 | 18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持し、申請時に市民税個人非課税者の方に、はり・きゅう・マッサージ施術利用時の助成券を支給します。 |
| ⑥重症心身障害児者 サポート会議(再掲) | 福祉部 障害者支援課 | 重症心身障害児者の地域生活を支援するため、調査、制度・福祉サービスの研究及び提案等を実施します。 |

第5節 安全なまちづくりの推進（安心して暮らす）

1. 福祉のまちづくり

＜施策の基本方針＞

障害者が地域で暮らし、活動するための基本となる道路・交通面を中心とした連続的なバリアフリー化を計画的に推進するとともに、障害者の移動を助ける人々の意識を醸成します。



（アウトカム指標）

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|-----------|------|---------|
| バリアフリーの推進 | 市民評価 | 市民評価の向上 |
| バリアフリー推進率 | 実績評価 | 前年比〇%増 |

（重点事業の概要）

| | | | | |
|----------|--|----------|-------|-------|
| 事業名（担当課） | ①（仮）人にやさしい道づくり事業 | 道路交通部 | 道路建設課 | |
| 事業概要 | 主要駅周辺や主要な路線の歩道において、段差や急勾配の改善、路面の平坦性の確保、視覚障害者用誘導ブロックの設置などを行います。 | | | |
| 達成目標 | 歩道整備延長 2,200m（610m） | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | |
| | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| | 700m（310m） | | | |

（ ）内は特定経路の延長

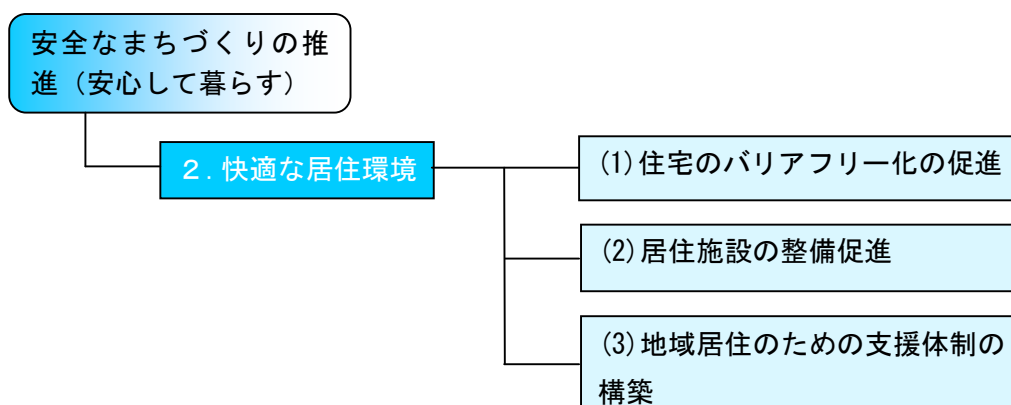
(その他の事業の概要)

| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|----------------------|-----------------|---|
| ①公園施設バリアフリー化の促進 | 水と緑の部 みどり整備課 | 都市公園の出入り口部分の段差解消とスロープ化や手すりの設置により、誰もが安心して利用できる公園を目指します。 |
| ②不法看板等撤去及び不法占拠物の撤去事業 | 道路交通部 道路管理課 | まちの美観保持及び通行の安全のため、公共施設や道路付属物、電柱等に設置されている不法看板等（はり紙・はり札・立看板）及び道路上（歩道）の不法看板・のぼり旗、商品はみだし等について市内全域を巡回し撤去・指導します。 |
| ③放置自転車撤去事業 | 道路交通部 自転車対策課 | 放置自転車は、駅周辺や商業施設の立ち並ぶ地域に集中し、歩行者の通行障害や街の美観の低下、防災上の問題等を引き起こしていることから、放置自転車の撤去を行います。また、放置自転車問題への総合的対策を実施するため駐輪場の確保に努めるとともに、不法駐輪の防止並びに駐輪場への誘導のための街頭指導を併せて実施します。 |
| ④千葉県福祉のまちづくり条例の推進 | 街づくり部 建築審査課 | 「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づく公益的施設等の届出に関する内容審査、適合証の交付、並びに条例に関する普及パンフレットの配布を行います。 |

2. 快適な居住環境

<施策の基本方針>

住み慣れた地域で、誰もができる限り自立した暮らしを送れるよう、住宅改修を促進するとともに、ニーズに応じた住まいの確保を支援します。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|--------------|------|---------|
| 住環境バリアフリーの推進 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

(その他の事業の概要)

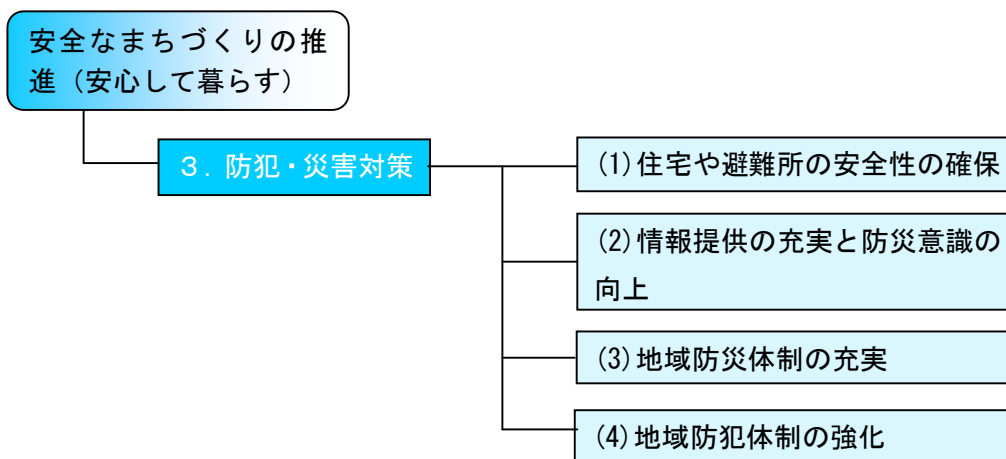
| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|---------------------------|--------------------------|--|
| ①バリアフリー改修工事実施住宅の固定資産税軽減措置 | 財政部 固定資産税課 | バリアフリー改修工事を実施する住宅の固定資産税を軽減します。 |
| ②高齢者住宅改造費助成事業 | 福祉部 地域福祉支援課 障害者支援課 | 高齢者及び障害者の自立を促すとともに介護者の負担軽減を図るため、高齢者及び障害者の身体状況に対応した住宅設備の整備（住宅改修）に要する費用の一部を助成します。 |
| ③単身入居の要件緩和 | 福祉部 市営住宅課 | 障害者、高齢者は単身での入居を可能とし、地域での自立した生活を支援しています。 |
| ④市営住宅のバリアフリー化 | 福祉部 市営住宅課 | 手摺やスロープなどを設置した部屋を高齢者・障害者用の部屋として提供しています。また、一部の団地には出入り口にもスロープ、エレベーターが設置され、障害者、高齢者も安心して暮らせる団地として利用されています。 |

| | | |
|-----------------|---------------|--|
| ⑤民間賃貸住宅家賃等助成事業 | 福祉部 市営住宅課 | 民間賃貸住宅の取り壊し等により、他の民間賃貸住宅に転居する高齢者及び心身障害者の家賃等の差額を助成します。 |
| ⑥グループホーム等家賃補助事業 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者の地域での自立した生活を支援することを目的に、グループホームやケアホームの入居にかかる家賃を助成することにより、負担の軽減を図ります。 |
| ⑦生活ホーム等家賃補助事業 | 福祉部 障害者支援課 | 障害者の地域での自立した生活を支援することを目的に、生活ホームやふれあいホームの入居にかかる家賃を助成することにより、負担の軽減を図ります。 |

3. 防犯・災害対策

＜施策の基本方針＞

障害者にとっての“安全なまち”とは“安全な地域”であることから、地域単位での相互支援体制づくりや住民の自主的な活動を支援（補完）するため、必要な設備・備品等や情報システムなどの整備を計画的に進めるとともに、市役所における体制の充実を図ります。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|------------|------|---------|
| 防犯・災害対策の推進 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

(重点事業の概要)

| 事業名（担当課） | ①災害時要援護者避難支援対策事業 | 福祉部 高齢者支援課 | | | | | |
|-----------------|---|--|-------|-------|-------|--|--|
| 事業概要 | <p>国が作成した要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、市川市における要援護者の避難支援のプランを作成し、要援護者台帳及び災害発生時の避難支援体制を整備します。また、要援護者避難支援対策のPRに努めるとともに要援護対象者の把握、要援護者の登録、要援護者台帳及び避難支援者台帳の整備を行ないます。</p> <p>なお、災害時の避難所施設には、聴覚障害者用簡易筆談器を設置します。</p> | | | | | | |
| 達成目標 | 地域住民との相互協力により、登録者を円滑に避難させるため、登録者名簿の取り交わしを全自治会と行います。 | | | | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | | | | |
| | 平成 22 年度 104 自治会 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | | |
| 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | | | | | |
| | | | | | | | |

(その他の事業の概要)

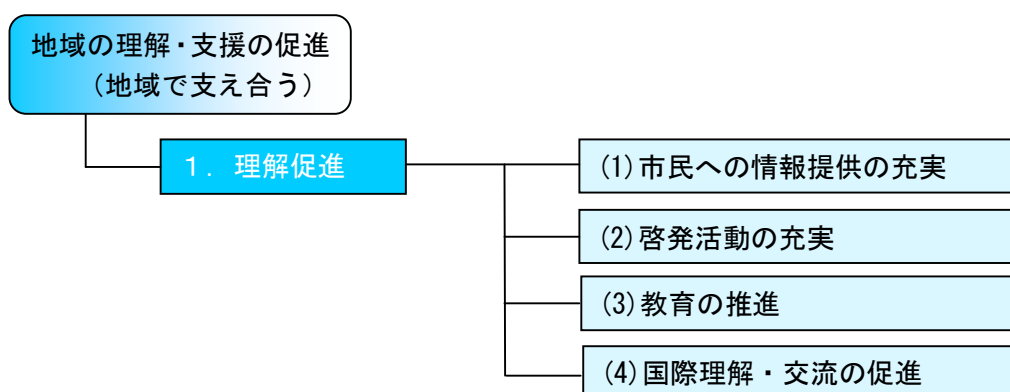
| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|-------------------|----------------|---|
| ①あんしん電話設置等見守り支援事業 | 福祉部 障害者支援課 | 緊急通報システム（あんしん電話）を設置している身体障害者手帳1・2級を所持している方が、夜間（22～6時）、急病等により一時的に支援が必要となった場合に、あんしん電話によって支援員を派遣します。 |
| ②福祉避難所 | 福祉部 障害者支援課 | 災害時要援護者の避難を支援するため、国の福祉避難所ガイドラインに基づき、高齢者や障害者等、要援護者それぞれの特性に配慮した福祉避難所の設置・運営体制の整備を行います。 |
| ③耐震診断・改修助成事業 | 街づくり部 建築指導課 | 現行の耐震基準に満たない市内既存民間建築物に対し、耐震化促進を計画的に啓発・指導するとともに、耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を助成して耐震化を促進します。 |
| ④緊急通報システム整備事業 | 福祉部 地域福祉支援課 | 高齢者世帯及び障害者世帯等に、緊急通報装置を設置し、緊急時に「あんしん電話受信センター」及び消防局に通報できる体制を整備します。 |
| ⑤FAXによる119番受信体制 | 消防局 指令課 | 言語・聴覚障害のある方が緊急時に119番通報を利用できるように、FAXによる通報を受信します。 |
| ⑥障害者施設等での消防訓練 | 消防局 予防課 | 障害者施設や特別支援学校からの要請に応じ、施設等において消防訓練（消火・通報・避難）を実施します。 |
| ⑦青色防犯パトロール推進事業 | 危機管理部 防犯担当 | 警察官OB等により、専用の4台の青色防犯パトロールで日中から深夜帯までの防犯パトロールを実施するとともに、不審者等の事案に対しては、要請に応じ巡回強化を実施します。また、公用車・協力民間団体に対し、必要物品の供与等の各種支援と協力民間団体の拡充を推進します。 |
| ⑧防犯対策事業 | 危機管理部 防犯担当 | 自主防犯活動を行っている自治会等に対し、防犯物品等の供与を行うほか、街の安全パトロールやボランティアパトロールの協力者の拡充を行います。 |

第6節 地域の理解・支援の促進（地域で支え合う）

1. 理解促進

＜施策の基本方針＞

障害者の実態について、できる限り多くの機会を通じて正確な情報を伝えるとともに、こどもの頃から正しい理解を育む教育を進めます。



（アウトカム指標）

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|---------|------|---------|
| 地域の理解促進 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

（重点事業の概要）

| | | | | |
|----------|--|------------|-------|-------|
| 事業名（担当課） | ①「障害者週間」行事の充実 | 福祉部 障害者支援課 | | |
| 事業概要 | 障害者に対する市民の理解を促進し、障害者の社会参加をアピールすることを目的として、障害者週間にあわせ、講演会の実施や、市内の民間・公立各施設の日頃の活動等をパネル展示で紹介するとともに、製作品を展示、販売促進します。 | | | |
| 達成目標 | 多様なイベントを連動させて実施する | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | |
| | 平成 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| | 5 種類 | | | |

| | | | | |
|----------|--|--------------------------------|------|------|
| 事業名（担当課） | ②市新規採用職員に対する研修 | 総務部 人事課（人材育成担当室） 福祉部 障害者支援課 | | |
| 事業概要 | 市の新規採用職員に対する研修において、障害に関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。 | | | |
| 達成目標 | 新規採用職員研修において1コマ以上実施する | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | |
| | 平成22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| | — | | | |

| | | | | |
|----------|---|------------|------|------|
| 事業名（担当課） | ③市職員に対する研修・啓発 | 福祉部 障害者支援課 | | |
| 事業概要 | 市の全職員を対象とした、障害に関する理解を深めるための研修、啓発事業を実施します。 | | | |
| 達成目標 | 年間1回以上実施する | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | |
| | 平成22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| | 2回 | | | |

| | | | | |
|----------|--|---------------------------------|------|------|
| 事業名（担当課） | ④精神障害に関する講座・講演会等開催事業（再掲） | 福祉部 障害者支援課 (南八幡メンタルサポートセンター) | | |
| 事業概要 | 当事者や家族への相談支援の一環として障害への正しい理解を深めてもらうため、障害者福祉に関する講座及び講演会などを開催します。 | | | |
| 達成目標 | 年1回以上、講座や講演会等を実施 | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | |
| | 平成22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| | 4回（21年度） | | | |

| | | | | |
|----------|---|-------------------------------|------|------|
| 事業名（担当課） | ⑤講演会・研修会の開催（再掲） | 福祉部 障害者支援課 (障害者地域生活支援センター) | | |
| 事業概要 | 理解が進んでいないとされる障害や、普及啓発が望まれる制度や支援方法等に関して、講演会や研修会を企画・広報してこれを実施します。 | | | |
| 達成目標 | 年1回以上、講演会や研修会等を実施 | | | |
| | 現況 | 計画（数値目標） | | |
| | 平成22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| | 3回（見込） | | | |

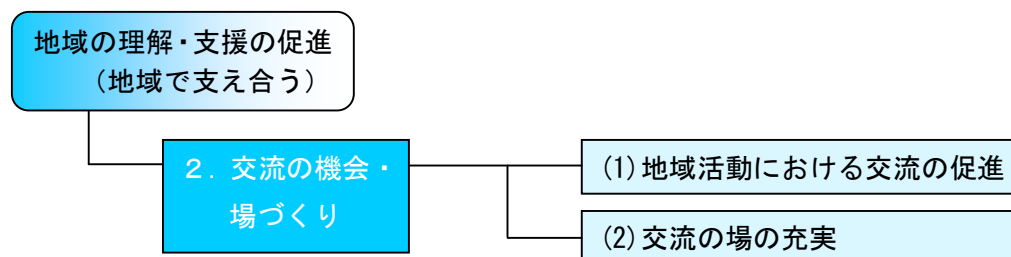
(その他の事業の概要)

| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|----------|--------------|---|
| ①福祉教育の推進 | 学校教育部 指導課 | 児童生徒が高齢者や障害のある方などと触れ合い、その問題を自分のこととして受け止め、解決する方法を導き出す「共に生きる力」を育てることを目的に福祉教育を推進します。 |

2. 交流の機会・場づくり

<施策の基本方針>

支援する人と支援を受ける人という関係から自由になり、互いが一人の人として理解できるよう、あらゆる場面を通じて、当事者の情報発信や直接のふれあいの機会づくりを促進するとともに、障害者との交流の場が地域づくりの核の一つになるような環境づくりを進めます。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|----------|------|---------|
| 地域との交流促進 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

(その他の事業の概要)

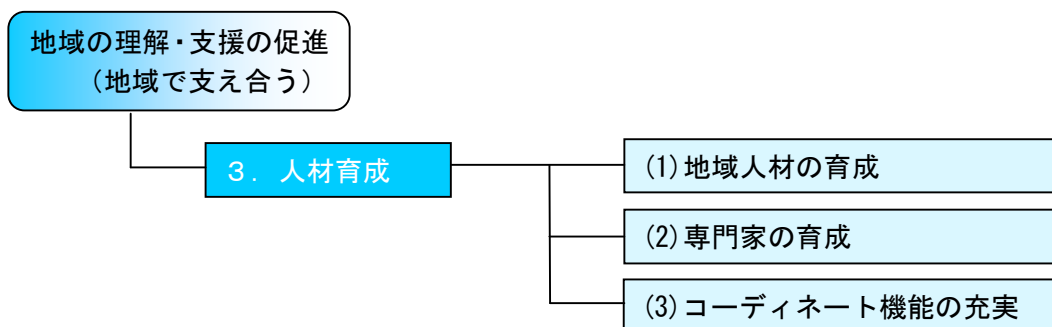
| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|----------------------|----------------|--|
| ① 地域ケアシステム推進事業 | 福祉部 地域福祉支援課 | 地域ケアシステムは、市内 14 の「地区社会福祉協議会」が活動の主体となって取り組んでいます。地域ケアシステムの活動を推進するため、「地域での支え合い」「身近な場所での相談」「行政の組織的な受け皿体制」という 3 つの骨格からなる基本的な考え方にに基づき、地域の課題を話し合う「地域ケア推進連絡会」の開催や活動拠点でのよろず相談、地域情報の収集・発信など、地域住民や団体、行政が協働して福祉コミュニティの充実を図るためのさまざまな取り組みを実践しています。 |
| ② 障害者の自己表現活動支援事業 | 福祉部 障害者施設課 | 自宅で絵画や陶芸などの自己表現活動を行っている障害者に対し、活動場所の提供等の支援を行うとともに、障害者の自己表現活動を活発化させるため、公立施設における施設概要やパンフレット等の表紙や挿絵に、障害者の描いた作品を採用します。 |
| ③ 障害者福祉施設を活用した地域交流事業 | 福祉部 障害者施設課 | 地域の行事への参加やボランティアの受け入れなどのほか、日々の活動を通して地域の方々との交流を深め、地域に開かれた施設運営を目指すとともに、障害者に対する理解を深めます。 |

| | | |
|-------------------------------------|------------------------------------|--|
| ④地域コミュニティゾーン整備事業 (障害者施設) (再掲) | 福祉部 障害者施設課 | 石垣場・東浜地区地域コミュニティゾーン整備計画に基づき、知的障害者・身体障害者・精神障害者を対象とする通所サービスを提供する障害者施設を建設します。 |
| ⑤もちつき大会 (再掲) | 福祉部 障害者施設課 | 通所施設(事業所)に通う障害者を対象に、毎年12月にもちつき大会を開催し、地域との交流を図ります。 |
| ⑥トリムバレーボール大会(再掲) | 福祉部 障害者施設課 | 通常のボールより大きくて、軽いトリムボールを使ったバレーボール大会を年2回、開催します。楽しみながら健康の維持、増進を図るとともに、参加者間の交流も深めます。 |
| ⑦南八幡メンタルサポートセンター 地域交流事業 | 福祉部 障害者支援課 (南八幡メンタルサポートセンター) | 南八幡メンタルサポートセンターを利用する方が、市民まつりをはじめとする地域の祭りや、地域の方を交えての麻雀大会に参加することにより、地域との交流を図ります。 |
| ⑧健常児と障害児の交流事業 | こども部 子育て支援課 (中央こども館) | 障害及び障害者への理解を促進することを目的に、こども館を障害児・健常児ともに遊べる場とします。具体的には、「みんなあつまれ！わくわくタイム」(市川こども館にて実施)や障害者関係機関の利用や協力などを継続するとともに、障害児と関わりの深い関係機関へのこども館周知を徹底し、より一層の障害児の受け入れと交流の促進を図ります。 |

3. 人材育成

<施策の基本方針>

障害者の地域での生活を支える人材として、地域におけるボランティアの育成を進め、専門家・専門機関の充実を促進するとともに、地域の人材と専門家をつなぐコーディネート機能の充実に努めます。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|--------------|------|---------|
| 人材育成 | 市民評価 | 市民評価の向上 |
| 地域における担い手の人数 | 統計調査 | 人数増加 |

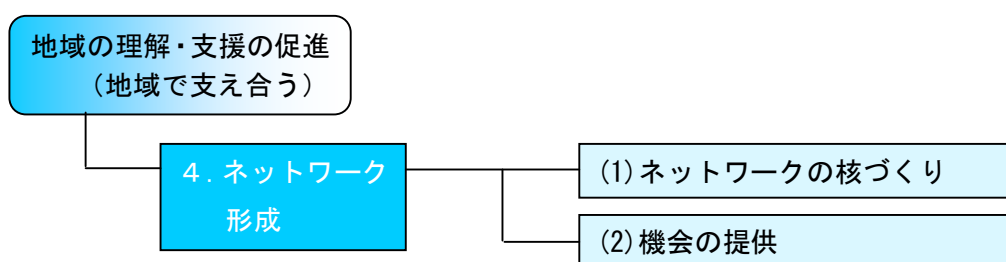
(その他の事業の概要)

| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|----------------------|----------------------|---|
| ①夏休み体験ボランティア実施事業 | 企画部 ボランティア・NPO 担当 | ボランティアや NPO など市民活動への理解の促進や参加啓発を目的に、ボランティア活動体験型の啓発事業を行います。 |
| ②社会福祉事業 (地域福祉活動推進事業) | 福祉部 地域福祉支援課 | 地域資源の育成・活性化を目的に、地域福祉推進を図るために実施する各種ボランティア講座及び啓発広報紙の発刊に対して補助金を交付します。また民生委員児童委員活動事業、保護司活動事業、福祉団体助成事業、ボランティアセンター運営事業及び地域の連携調整役として活動する役員報酬、派遣職員人件費に対して補助金を交付します。 |
| ③市民活動団体支援制度運営事業 | 企画部 ボランティア・NPO 担当 | 個人市民税納税者が自ら選んだ市民活動団体を、市へ届出ることにより、その納税額の1%相当額が、市から団体へ補助金として交付される制度で、市民活動団体の育成及び活動の活性化を図ります。地域ポイントを持っている方も団体選択の届出ができます。 |

4. ネットワーク形成

<施策の基本方針>

障害者が日常生活の中で関わる、できるだけ多くの組織や人がつながり、地域での自立を支援する共生のためのネットワークづくりを促進します。



(アウトカム指標)

| 評価指標 | 評価方法 | 目標 |
|----------|------|---------|
| ネットワーク形成 | 市民評価 | 市民評価の向上 |

(重点事業の概要)

| | | | | |
|-----------|--|------------|-----------|------|
| 事業名 (担当課) | ①障害者団体連絡会運営支援事業 | 福祉部 障害者支援課 | | |
| 事業概要 | 各障害者団体による意見交換や、共同の取り組みを通してネットワークづくりを促進します。 | | | |
| 達成目標 | 毎年4回の開催 | | | |
| | 現況 | | 計画 (数値目標) | |
| | 平成22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| | 4回 (見込) | | | |

(その他の事業の概要)

| 事業名 | (担当課) | 事業概要 |
|---------------|---------------|--|
| ①支援者のネットワーク支援 | 福祉部 障害者支援課 | 地域の支援者相互のさまざまなネットワークにおいて、場所を提供したり、連絡調整をはかるなど、その活動や連携の拡充を支援します。 |